

浜松市契約公報

発行所 〒430-8652
浜松市中央区元城町103-2
浜松市役所
(財務部調達課)
電話 053-457-2173

○ 訂正公告 (1件)

公 告

浜松市調達公告第100号

令和8年6月2日付浜松市調達公告第56号を次のとおり訂正する。

令和8年7月28日

浜松市長 中野 祐介

1 訂正内容

(1) 公告のうち、9について次のとおり訂正する。

9 調査基準価格

(1) この制限付き一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。ただし、同要領第7条第1項については、次のとおり読み替える。

(調査等)

第7条 総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事を除く予定価格が5千万円以上の建設工事において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき（以下「低入札」という。）には、落札の決定を保留とし、最低の価格の入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）から、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、次の各号について速やかに調査を行う。当該調査の結果に基づき、最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会において審査する。

- (1) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項
- (3) 経営状態に関する事項
- (4) その他落札の決定に必要な事項

- (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
- ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、同条第1項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等、浜松市土木工事共通仕様書に規定する品質証明員又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。
- イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。
- ウ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。
- エ 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐）及び補助技術者は、これを兼ねることができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。
- オ 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- カ 受注者の責による契約解除や履行不能に伴う違約金の額は、請負代金額の10分の3とする。

(2) 公告のうち、21について次のとおり訂正する。

21 Summary

(1) Name and Quantity of Services or Goods

FY2026 Hamamatsu City Fire and Emergency Digital Radio System Redevelopment Work

(2) Date & Location of Bid Opening:

August 6, 2026 (Thu), 9:00AM

Bid Room (*Nyusatsu-shitsu*), Hamamatsu City Hall (5F North Annex)

(3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

[Division Responsible for Contracts]

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2176

[Division Responsible for Operations]

Control Division, Fire And Disaster Management Bureau, Hamamatsu City

19-1 Shimoikegawa-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-0905

TEL: 053-475-7551

(3) 公告のうち、別記3について次のとおり訂正する。

3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

- (1) 閲覧期間及び公開期間 令和8年6月2日（火）から令和8年8月5日（水）まで（ただ

し、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(2) 閲覧場所 浜松市役所（財務部調達課）

(3) 公開場所及び入手方法 入札情報サービス（以下「PPI」という。）の当該案件のページからダウンロードして入手すること。なお、設計図書等については、財務部調達課へ「設計図書申込書」をメールにて提出すること。

(4) その他 「設計図書申込書」をメール送信後電話連絡すること。申込書を受領後、指定されたアドレスあてに設計図書等のデータを送付する。

(4) 公告のうち、別記5について次のとおり訂正する。

5 入札執行日時等

(1) 入札書等受付期間

ア システムによる入札の場合

令和8年8月4日（火）午前9時から令和8年8月5日（水）午後0時（正午）までのシステム稼働時間内とする。

イ 紙入札による持参の場合

令和8年8月4日（火）から令和8年8月5日（水）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後0時（正午）までとする。）※郵送は（2）ウを参照。

(2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付の上、提出すること。

イ 紙入札による持参の場合

(ア) 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）へ（1）までに直接持参すること。

(イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

ウ 紙入札による郵送の場合

(ア) 送付先 浜松市役所 財務部 調達課 工事契約グループ

(イ) 提出期限 令和8年8月4日（火）必着

(ウ) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便

郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札（見積）書と工事費内訳書が一つの封筒に封かンできない場合は、それぞれを封かンした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

(エ) 提出書類 入札書、工事費内訳書

(オ) 郵送提出の注意事項

①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができないもの。

②郵便等による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できないもの。

(3) 開札の日時 令和8年8月6日（木） 午前9時00分

(4) 開札の場所 浜松市役所（入札室）

(5) 公告のうち、設計図書申込書について次のとおり訂正する。

浜松市一般競争入札

設 計 図 書 申 込 書

開札日 8 月 6 日

工 事 名 称	令和 8 年度 浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事 (課名 情報指令課 入札番号 第 2 0 2 6 0 4 9 5 1 号)		
申 込 日	令和 年 月 日 ()		
所在地及び 会 社 名			
担 当 者 名	(押印不要)	電話番号	— —
送付先メール アドレス			

浜松市財務部調達課

工事契約グループ

E メールアドレス :

tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp